

岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書

令和 6年 6月 1日現在

*この重要事項説明書は、「岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年岐阜市条例第73号）」第10条及び、「岐阜市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」（平成28年決裁）第9条の規定に基づき、利用申込者及びその家族へご注意いただきたいことを説明するものです。

1 公益社団法人岐阜市シルバー人材センターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名 公益社団法人岐阜市シルバー人材センター
代表者 理事長 小川欽市
所在地 岐阜市鶴田町3丁目7番地4
電話番号 058-240-1306
介護保険事業者番号 岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業
2170100586
サービスを提供する地域 岐阜市内
管理者 1名
サービス提供責任者 3名
訪問介護員等 50名以上

(2) サービスの提供時間帯

平日 7:00～19:00
土・日・祝日 7:00～19:00

2 当センターの訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

介護される高齢者は、自身の身体の機能等の状態を理解して介護サービスを受けたいと望んでおられます。

当センターの訪問介護員は、概ね60歳以上の者が占めているため、利用者サービス提供者の意思の疎通がたやすく図れ、利用者の思いを十分汲み取ったきめ細やかなサービスの提供を心がけています。

また、訪問介護員には、定期的に介護技術研修会を実施して、サービスの向上を期してまいります。

(2) サービス利用のために

	備 考
訪問介護員の変更の可否について	変更を希望される方はお申し出ください

3 サービス内容

- ・訪問介護相当サービスは、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除、買い物等の生活援助、その他日常生活上の援助を提供するものとします。
- ・基準緩和型訪問介護サービスは、身体介護を必要としない、日常の掃除、洗濯等の家事支援を提供するものとします。

4 訪問介護員の禁止行為

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- ③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 金銭の貸借、管理
- ⑤ 飲酒、喫煙
- ⑥ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う迷惑行為
- ⑧ ペット等の世話

5 料金

- (1) 介護保険からのサービスを利用する場合は、原則として介護負担割合証に応じた額となります。ただし、介護保険からの給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。
- (2) 毎月15日前後に前月分の請求書を送付し、27日に銀行引き落としによりお支払いいただきます。
- (3) 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者のご負担になります。

【料金表-基本利用金】

サービス内容	算定項目		単位数	算定単位
訪問型サービス 11	事業対象者 要支援 1・2	週 1 回程度	1,176 単位	1 月につき
訪問型サービス 12		週 2 回程度	2,349 単位	
訪問型サービス 13		要支援 2	週 2 回を超える程度	
訪問型サービス 21	事業対象者・要支援 1・2	標準的な内容の訪問型サービス	287 単位	1 回につき
訪問型サービス 22	事業対象者・要支援 1・2	20 分以 45 分未満	179 単位	
訪問型サービス 23	事業対象者・要支援 1・2	45 分以上	220 単位	1 回につき
基準緩和型訪問介護サービス	事業対象者・要支援 1・2 (週 2 回まで)	週 2 回程度	234 単位	1 回につき

※1 単位=10.42 円

注1 加算 原則として介護負担割合証に応じた額となります。

* 初回加算

初回加算は、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、訪問介護員と訪問介護を行う際に同行訪問をした場合に、加算させていただきます。

初 回 加 算	200 単位
---------	--------

注2 キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調の急変や、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求しません。

キャンセルの時期	キャンセル料
前日の営業時間までのご連絡の場合	無料
前日の営業時間内までにご連絡のない場合	当該基本料の 50%

(3) 交通費

岐阜市にお住まいの方は無料です。

6 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) センターの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用方法

まずは、お電話等でお申込ください。当センターの職員がお伺いします。
訪問介護計画作成と同時に契約を結び、契約に沿ったサービスを開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)・要介護と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、又は利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合には、利用者は文書で解約を通知することによって即

座にサービスを終了することができます

- ・利用者が、サービスの利用者負担金の支払期限から30日以上遅延し当該料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、支払い期限から45日以内に支払われない場合、又は利用者やその家族が当センターや当センターの訪問介護員に対して本契約を継続し難いほどの配信行為を行った場合には、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8 サービスの提供に当たって

- (1) 感染症や非常災害の発生に備えて、業務を継続的に実施、再開するため計画（BCP）を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。
- (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。
- (3) 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組めます。

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに主治医や利用者の家族、介護支援専門員に連絡を取り、必要な措置を講じます。

10 事故発症時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに速やかに主治医や利用者の家族、介護支援専門員、保険者に連絡を行います。

11 個人情報の保護及び秘密の保持について

- (1) センターは利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (2) センターが得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、あらかじめ文書で得るものとします。

12 当センターが提供するサービスについての相談・苦情窓口

電話 058-240-1245（月～金曜日 8：45～17：30）

担当 水野 貴之

シルバー人材センター以外の相談・苦情窓口

岐阜市役所介護保険課	電話 265-4141 介護保険課 平日（月～金）8：45～17：30 12月29日～1月3日除く
岐阜県国民健康保険団体連合会	電話 275-9826 苦情相談係 平日（月～金）9：00～17：00 12月29日～1月3日除く
岐阜県運営適正化委員会	電話 278-5136 苦情相談係 平日（月～金）9：00～17：00 12月29日～1月3日除く

1.3 虐待の防止について

センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

問い合わせは

電話 240-1245（月曜日～金曜日 8：45～17：30）

担当 水野 貴之

1.4 情報開示について

当センターは、利用者の求めに従って、利用者ご自身に関する情報（ご利用者記録・サービス提供記録・その他）を開示しております。遠慮なくお尋ねください。

ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、ご本人様のご了解を得てからの情報提供になります。あらかじめご了承ください。

(契約を締結する場合の確認事項)

年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書の書面に基づいて説明をしました。

事業所 岐阜市鶴田町3丁目7番地4
公益社団法人岐阜市シルバー人材センター
理 事 長 小 川 欽 市

説明者 サービス提供責任者

私は、契約書及び重要事項説明書の書面により、センターからサービスについての説明を受けました。

利用者 住所 岐阜市

氏名 ⑩

(代理人) 住所

氏名 ⑩

(本人との続柄)